

# 国立大学法人兵庫教育大学知的財産ポリシー

## 1. 目的

知の時代に入り、大学には、教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、自らの研究成果を社会との日常的連携を通じて活用することにより、積極的に社会に貢献することが一層強く求められている。また、知的財産基本法（平成14年法律第122号）においても、大学の活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることに鑑み、研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めることが大学の責務として定められている。

このような状況の下、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）で生み出される知的財産の取扱いに関する基本的な考え方を学内外に示すことにより、知的財産の創出者の権利を保護し、創出意欲の向上を図るとともに、知的財産を広く社会に還元し、本学の社会貢献を推進するため、国立大学法人兵庫教育大学知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定めるものである。

## 2. 本ポリシーの適用対象者

本ポリシーは、本学の役員、教職員、学生、共同研究員、受託研究員その他本学の教育・研究に携わる者（以下「教職員等」という。）に適用する。

## 3. 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継

### (1) 対象とする知的財産

知的財産ポリシーが対象とする「知的財産」の範囲は、教職員等の教育・研究活動により生み出された知的創作物のうち財産的価値を有するものであって、産学官連携等を通じた社会貢献を図るにあたり、その保護、利用・活用の促進が必要となるものとする。具体的には、発明、考案、意匠、半導体集積回路の回路配置、植物の新品種、プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム著作物等」という。）並びに研究成果としての技術的ノウハウ（以下「ノウハウ」という。）及び有体物（以下「成果有体物」という。）とする。

### (2) 発明の取扱い

#### ア 発明の届出

(ア) 教職員等は、本学の研究経費若しくは公的に支給された研究経費を使用して本学において行う研究又は本学の施設を利用して行う研究等に基づき行った発明（以下「職務発明」という。）については、学長に届け出る。他の機関の研究者との共同発明の場合にも、持分の多寡にかかわらず、学長に届け出る。

(イ) 上記(ア)の届出は、可能な限り研究成果の公表（学会発表、専門誌への投稿、報道発表等）の前に行う。

#### イ 届出のあった発明の帰属

##### (ア) 教職員の発明

職務発明に係る特許を受ける権利は、原則として本学が承継し、本学に帰属する。

##### (イ) 学生の発明

教職員の指導の下で行った発明に係る特許を受ける権利は、契約により本学に帰属することができる。

(ウ) 本学が受け入れた研究員等が行った発明に係る特許を受ける権利は、受入れの際に契約で定める。

#### ウ 発明の帰属の決定

届出のあった発明の帰属は、国立大学法人兵庫教育大学知的財産管理室（以下「知的財産管理室」という。）の意見を聴いた上で、学長が決定する。

#### エ 「特許を受ける権利」の承継

- (ア) 本学に帰属すると決定した発明については、本学に「特許を受ける権利」を承継させる。承継に際しては、外国出願についての承継を含む。
- (イ) 上記イ(イ)、(ウ)に関する発明については、本学との間で「特許を受ける権利」の譲渡契約を締結する。
- (3) 考案、意匠、半導体集積回路の回路配置及び植物の新品種の取扱い  
考案（実用新案権）、意匠（意匠権）、半導体集積回路の回路配置（半導体集積回路配置利用権）及び植物の新品種（育成者権）に関する取扱いについては、前記「(2)発明の取扱い」に準ずる。
- (4) プログラム著作物等の取扱い  
ソフトウェアに関する研究活動においては、「オープンソースソフトウェア」として研究者等の間での自由な提供の潮流もあり、また、得られたプログラム及びデータベースは研究者等の研究成果それ自体であるとも考えられることから、プログラム著作物等については、その創作者に運用を委ねるのが適切と考えられ、創作者による運用を優先させる。ただし、収益事業のため産業利用を図る場合には、本学が組織的に関与、運用することが望ましい。
- ア 著作物の届出  
本学の研究経費若しくは公的に支給された研究経費を使用して本学において行った研究又は本学の施設を利用して行った研究等に基づき作成したプログラム著作物等のうち、収益事業のため産業利用を図るものについては、学長に届け出る。
- イ 著作権の帰属  
(ア) 届出のあったプログラム著作物等の著作権は、原則として本学が承継し、本学に帰属する。  
(イ) その他著作権については、職務著作（著作権法第15条）に限り本学に帰属する。
- (5) ノウハウの取扱い  
ノウハウは、産業への技術移転の際に特許等と合わせて実施許諾（ライセンス）などされる場合があり、知的財産となり得るため、本学が組織的に管理、運用することが望ましい。
- ア ノウハウの指定  
知的財産の権利対象とならない技術情報のうち、秘密情報として管理することが適当と認められる情報であって、財産的価値を有し、産業利用を図るものについては、当該情報を創出した者と協議の上、学長がノウハウとして指定する。
- イ ノウハウの帰属  
指定されたノウハウに係る権利は、本学に帰属する。
- (6) 成果有体物の取扱い  
成果有体物とは、研究の結果又は研究の過程において得られた材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種等）、試作品、モデル品等であって、学術的又は財産的価値があるものをいう。  
成果有体物は、学術目的、産業利用（収益事業）にかかわらず、慎重に取扱い、適切な契約の締結等が求められる。また、産業利用の場合には、本学が組織的に管理、運用するのが望ましい。
- ア 成果有体物の届出  
(ア) 役員及び教職員が創出した成果有体物については、学外への提供の必要が生じた際には、学長に届け出る。  
(イ) 役員及び教職員が本学における職務遂行のために企業等より成果有体物を受け入れる際には、学長に届け出る。  
(ウ) 上記(ア)及び(イ)については、研究者間の学術目的のための移転の場合には手続の簡素化を図り、研究活動の停滞等を防止する。
- イ 成果有体物の帰属  
役員及び教職員が創出又は取得した成果有体物は、原則として本学に帰属する。

#### 4. 発明者等への補償

本学が承継した知的財産の発明者等に対しては、国立大学法人兵庫教育大学職務発明規程（平成17年規定第3号）の定めるところにより補償金を支払う。

#### 5. 知的財産の管理

本学における知的財産の管理・運用は、知的財産管理室が行うものとする。ただし、プログラム著作物等、半導体集積回路の回路配置の創作物、ノウハウ及び成果有体物の管理は、創作者・案出者である教職員等が行う。

#### 6. 知的財産の利用・活用

##### (1) 特許等の出願及び権利化

特許等の出願及び権利化に際しては、実用化・事業化の観点に立って適切に対応する。

##### (2) 知的財産の使用による収益の還元

大学は本来知的財産を使って製造・販売等を行う機関でないことから、企業等における知的財産の活用による収益の還元を受けることを原則とする。この場合、大学側の知的貢献を含めて、大学、企業等双方の貢献を十分に考慮する。

##### (3) 企業等への優遇措置

企業等における知的財産の利用・活用を円滑に行うため、専用実施権の設定等を含め、企業等への独占的実施権の許諾及び先行する実施権者に対する最恵待遇の配慮等を行う。

#### 7. 教職員等の守秘義務

##### (1) 特許等の出願に携わる者の守秘義務

知的財産に関する業務に携わる教職員等は、当該知的財産について守秘義務を負う。

##### (2) 共同研究、受託研究等の場合の守秘義務

教職員等は、共同研究、受託研究等において守秘義務を負っている事項については、秘密を厳守する義務を負う。そのため本学として必要な措置を講ずる。

#### 8. 知的財産の取扱いに関する異議申立て

発明等を行った教職員等は、本学の知的財産の取扱いについて異議がある場合は、学長に異議を申し立てることができる。